

亀岡市告示第 1 6 5 号

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱（昭和 4 7 年亀岡市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

第 2 条ただし書を削る。

附    則

この要綱は、告示の日から実施する。